

令和5年度 第3回猪名川町部落差別の解消の推進に関する条例検討委員会

日 時 令和6年3月6日(水)
午後6時30分～8時20分
場 所 猪名川町役場第2庁舎2階
教育委員会室

1 開 会

皆さんこんばんは。昨日、大阪府の茨木市にあります、沢良宜の方にフィードバックに行きまして、そこの職員からいろんなことを聞き取ってきましたが、中でも、この部落問題の正しい理解を深めるために、地域の人々への情報発信とか、さらには交流の促進が大事である、さらには人権を軸とした人と人との豊かな人間づくり、そういったものを進めているということを知ることができました。本町におきましても、この度の部落差別解消条例、この目的の達成に向けて、住民参加で部落差別をなくしていく取り組みを目指していきたいと思っております。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは議事に入ります前に本日の会議の成立についてご報告をさせていただきます。7名の委員の委員様のうち、本日の出席いただいた委員様は過半数以上の6名となっております。本日はまた、オブザーバーとして、学校教育課長にも出席をいただいております。以上、本検討委員会の設置要綱に基づきまして、会議が成立していることをご報告させていただきます。また、この委員会につきましては、会議内容の方を録音させていただきます。

2 報告事項

・第2回検討委員会の概要について(資料1)

資料1につきまして、事務局の方から、ただいま説明がありました。この説明された内容につきまして何か質疑ございますか。よろしいでしょうか。質疑がないようでしたら、次に進みます。

3 協議事項

①条例施行規則(案)について(資料2)

資料2の条例施行規則案となります。前回ご意見いただいて、変更しているところがございますが、まず第2条では、「審議」というところが必要ないということで削除しておりますのと、第3条では委員数について、6名というところを7名に変更しています。そして、第5条第2項では、委員の構成員につきまして、「部落差別に対して経験を有る者」という項目を追加しております。同条第5項では、部会の設置及び選出方法について、第6項では部会の会議の招集及び議事進行について部会長とすることを追記等しております。第6条の期間について、3月から1月に

短縮しております。第7条の検討委員会について、委員長の定めがありませんでしたので、行政の責任者ということで、副町長がふさわしいのかなということで追記しておりますので、委員会の会議につきましては、委員長が招集して議事進行するというふうにさせていただいたらと思っています。そして、第8条の公表のところですね、繰り返しの行為についてはどうかということで協議いただき、「ただし、第7条に規定する部落差別検証委員会において同様の差別行為を繰り返えし行っていると判断する場合はこの限りではない。」というふうに追記しております。前回からの変更点は以上でございます。

ご説明をいただきました、条例施行規則案につきまして、委員の皆さんのご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では質疑等がございませんので、今ご説明をいただいた条例施行規則案についての協議はこれで終了とさせていただきます。

②条例逐条解説（案）について（資料3）

前回の検討委員会では第5条まで、ご協議いただきまして、ご意見いただいた結構についてご説明させていただきます。まず、1ページの中ほど、（以下、「部落差別解消推進法」という。）を追加しています。2ページ中ほど、第2条第1項3号の部落差別の定義の中で、「経済的、社会的及び文化的に低い」との記述について、補足説明を追加してほしいとの意見をいただきましたので、熊本県が作成している人権啓発冊子からの抜粋を記載しております。第4号では「う」を削除、3ページ上段部分について、「ある、またはあった」と現在・過去を含め表現としております。また、「被差別部落は、第3号の同和地区と同義語です。」を追加させての抜粋を記載しております。第4号では「う」を削除、3ページ上段部分について、「ある、またはあった」と現在・過去を含め表現としております。また、「被差別部落は、第3号の同和地区と同義語です。」を追加させていただきます。そして、3ページ中ほど、第3条ですが、「無関心であったり、見て見ぬふりをするのではなく、」を追加しておりますと、後の方は、漢字が間違っておりましたのでこちら訂正しています。4ページの第5条の解説のところに、「指導員」と追加し、「及び、相談窓口の間口を広げ専門的な相談窓口に繋ぐ」と具体的な表現を入れています。今回は5条まで、ご協議いただきましたので、本日、第6条以降に向けまして、ご審議のほどお願いいたします。

前回の協議を踏まえまして、非常にわかりやすく整理をいただいております。ご説明に関しまして、委員の皆様からご意見を伺いたいと思います。それでは、ただいまのご説明の箇所につきましてはよろしいですか。

2ページ、熊本県の抜粋が入っているのですが、ちょっと、誤解されるところが、いくつかあると思うのです。3行目から4行目ですね。「壬申戸籍」のくだりですが、根強い差別意識が残った要因として、ほんの一部あるかもしれませんが、差別が残った理由を壬申戸籍に求めるのはおかしいと思います。逆に差別意識があったから、壬申戸籍が残されたということになると思います。やはり明治以降の近代化の中で、差別意識が形を変えて、続いているということは、例えば、解放令が出されたとしても、それに対する反発、解放令反対一揆とか経済が進んで

いく中でそれまでの仕事を奪われていく中で、生活困窮していくところが出てくる
とか、それを見て、また貧しいからということで差別をしたりとか、あるいは貧し
いところでコレは流行ったりして、不衛生だからといって差別されたりとか、ま
た戦争の中で特殊だというような社会意識状況っていうところが差別を強めたい
とか、そんなようなことを言われたりしているのですよね。ですから、それを全部
書くとかそういうことはできないと思いますので、ここで必要なのは何が必要なの
かっていうところをちょっと整理したほうがいいと思います。壬申戸籍のところを
取ってしまって、解放令は出されたけども依然として人数差別意識が残されること
になり、それが元になって、経済面や生活環境面の格差が広がっていく状況になっ
たというぐらいにしたらいけるのではないかな。ここで、これを入れなければなくな
ったというのは、国の人権教育啓発白書の運用では足りないところ、そこをなんか
説明するためですよね。

経済的、社会的及び文化的に低い状況という表現が、強調されすぎるので、補足
制説明を追記することになりました。

ただいま、ご意見をいただきました、2ページ赤字部分の2行目「また」～4行
目「できました」を削除した体裁でもいいかと考えます。

今のご意見やりとりが聞いていまして、何か生活してきた実感がよく部落問題の
いろんな話をする場であるとかで、ある一定のイメージが被差別部落に対してのイ
メージが割と固定的に語られることがあるかと思うのですよ。私が育ってきた状況
とちょっと違うな、違和感があるなあというのは、私そうじゃないと思うのですよ。
こういうのを文章で表現されたときにね、違いますよという話は何かおかしいのか
なと思ったりして、どの分を残すかということについて、この猪名川町において、
どれが適当かっていうのを全体的にとらえるのか、町として、その位置付けをとら
えるのかと言ったらとよく似た意見を持ちました。

この挿入していただいた資料は、部落差別編となっているのですが、今なお、部
落差別が続いているというような項目の中での説明だったのですか。

たくさんある資料の中からの抜粋ですが、そういうことですね。

そうしましたら、この壬申戸籍ということも、1つの要因ではあるのだけでも、
江戸時代までの部落差別と、明治以降の部落差別の作られ方が違うというような話
も必要になってくると思うのですね。ですから、近代以降は新たな部落が再生産さ
れていたというふうな状況も必要だと思いますし、それはつまり、江戸時代まで作
られてきた部落と、新たに作られた部落があるのだというふうな状況の説明も必要
になってくる。それと、やはりこの住民の皆さんのいわゆる誤解を招く解放令です
よね。法的にはなくなったけども実質としては、部落差別が残り続けてきたという
ことは、つまり解放されていないので、今の研究ではこれは後ろに「賤称廃止令」
と、載せるようにしていますよね、そんなところも含めて、少し作り変えることが
必要なのではないかと思うのですけども。

前回の検討委員会での意見は、昔はそういうこともあったけど、今はそうじゃな
いことも知ってほしいなあということだと思います。差別はあるし、そんな経済状
態にあるけれども、そうじゃない部分もあるし、ここまで来てのだからというよう
な意味合いでの発言だと思います。これを言うことは大事あるけども、現状どうか
ということもひょっとしたらあったかなと僕は思っておりました。自分たちはここま

で来ているだということ、言いたかったのではと思います。昔と比較して、かなり線まで来ているというような意味で、僕はそう聞いたのです。

前回の検討委員会の発言は、経済的、社会的及び文化的には3点セットで低い状態だったってということじゃないよということだったのですよね。経済的、社会的に低かったから、いやが応なく文化的にもっていうそういうところがわかるような資料をつけてくださいってということだったので、とても抽象的なので、これだけやったらちょっとわかりにくいではと思います。私たちが言っていたところと、ちょっと違うよって言うておられることもあるので、その戸籍とかそういう問題ではなくて、もとにあるものがあって、この文化的ってところが、しんどかったよってということがわかるものが、本当ならばここ必要なんじゃないのかなっていうふうに、ちょっと文字では難しいですよ。ここの、経済的社会的及び文化的にということ、項目があった方がいいのかなというふうに感じます。

いろんな言い方があるかもわかりませんが、猪名川町の中での実態ということ、自分の生活している範疇の中でそういう部分あるなと思いつつながら、経済的にも文化的にもなかなか繋がらない状況がある。これをそれぞれ言うことは非常に難しいのではないかな。ただ、通説の中で、全体的に、解放令が発令されたけれども、根強く残る差別に、対象地域は非常に苦しい生活をせざるをえなかったのだということぐらいで、いいのではないかなというふうに思ったりするのです。そこら付近はもう検討してもらって、今の思いは、自分が一生懸命地域での文化の部分についても努力されているので、そんなふうに思えない部分もあるかもわからんけど、それでも、比較したらね。やっぱり、差があるのは事実だと思うので、もう素直に言った方がいいのではないかなと思うのですけどどうでしょうか。

いただきましたご意見をもとに事務局で検討し、後日確認いただくようにいたします。

先ほどおっしゃたですけども、前回の検討委員会で発言された意図というのは、経済的、社会的、文化的に、すべてが低位だったのだ、ではなく、経済的・社会的な低位性がある、結果として、文化もというそういうことを、皆さんもさっきおっしゃったとおり、必要なんじゃないかと。なんか文化が低位というのはどうゆうことかよくわかりませんが、そしたら、能は高い文化なのかというような、何か高いところもありますけど。昔はそうじゃなかった。だから、文化的な低位とは中身として、何なのかとは言いにくいし、ここの表現では、これでいいのかなという気はしますけども。結果として、文化的にも低位になったってというようなことが、発言の意図なのであれば、あんまりこの表現を広げずに、何かそれが何かわかるように、書き加えられたらそれでいいのではないかなあという気はします。ここは部落差別とはという、その全体のことを言っていますのでね、猪名川町の状況はということ、この定義の中に入れていないわけではないので、もう全体の問題として、記述いただければと思います。

そうしましたら、部落差別の実態と、思いを酌んだ内容で整理をしていただいて、簡潔に事務局で提案いただくようお願いいたします。それでは、第5条までについては以上でよろしいでしょうか。

熊本県の啓発冊子では、社会では依然として根強い差別意識が残されることとなりましたということとですね、身元調査等を通じて就職や結婚差別など、人々の

生活向上や自己実現の機会を奪うことにもなり、差別を助長することになりましたというふうな表現もありますのでそこはちょっと組み合わせながらした方がいいのかなとは思いますが。壬申戸籍だけがクローズアップされ、それだけが原因であるというふうに、誤解されてはまずいというようなご意見だと思いますので、そのあたりも少し加筆はさせていただけたらなあと思います。できるだけ、簡潔にまとめるようにします。

では、第6条に関しまして、皆様のご意見、よろしく申し上げます。

解説の1番最後のところ、「町民を町が監視する意味ではありません。」ですが、ちょっと広いので、「町民の言動を町が監視する」とかにしといたら、もう少し狭まるのではないかという気がします。

ご提案のとおり、訂正させていただきます。

町民のところを「町民の言動」に訂正してください。

委員の皆さん、質問があるのですが、下の3行目の、偏見や誤解、ですが、偏見はわかりますが、誤解という表現でよろしいですか。誤った理解というむしろ理解ができてない。意味合いからすると無理解というふうなところもあるかと思うのですよ。

皆さんがよろしければ、無理解ということで修正させていただきます。

では、第7条に関しまして、皆様のご意見、よろしく申し上げます。

③の部分ですが、教材系統表・カリキュラムの部分だと思うのですが、例年、そのことに関しましては、小中学校、幼稚園も入りながら、カリキュラムの検討ということ町の人権学習担当者会という会において行っています。ちょうど、明日も六瀬総合センターで、小中学校、幼稚園の人権担当の先生方集まっていたいて、今年度実施したカリキュラムの検証をしていますので、「部落問題学習教材検討委員会」という会議を新たに組織するのではなく、今やっている人権教育担当者会がそれに当たるというふうに考えていただけのでしたら、組織としてはきちんと既存の人権教育を担当する教員がカリキュラムを検討するというので、会議を持っておりますので、それをきちっと充実させていくという方向で考えていきたいと思っています。今後、共通して扱う教材であったり、小中9年間において、様々な人権課題をどの段階でどういう学習をしていくかっていうことを取りこぼしのないように、9年間で様々な人権学習をきちんと取り組んでいく形を作っていくという、確認し合う会の人権教育担当者会において、確立させていきたいと思っていますので、全く同じカリキュラムを各校でというのではなく、このことはこの学年で、時期とか、そういう内容は何月にやるかどうかは、各学校でカリキュラムを組んでいく中で作っていくということで、外せない中心課題、重点課題を明確にして、このことは必ずこの学年で取り組みましょうということを確認して、教材系統表を作っていくというふうに考えています。だからそういうご理解で、文言は特に変える必要はないと思いますが、そういう形で取り組んでいくということをここで確認させていただけたらなあと思います。

今ご説明いただいた件なのですが、私と少し理解がずれるのですが、どの教材を、どの時期どの段階でということも大事なのですが、むしろですね、ここではこの部落問題を解決するために必要な観点を挙げていますね。この観点を達成するために必要な教材の配列というところに重点を置きたいと思っているのですが、で

すからこの観点を達成するために、適切な教材を配列していくという意味です。

来週に委員長と教育委員会事務局での協議を予定しておりますので、どういう組み立てをしていくかということと一緒に意見交換さしていただいて、今言っていた部分は当然中心に据えたうえで、教員もそこは納得して配列していかないと、思いますので、こういう方向性で統一していきたいと考えています。

事務局が言われたことは、またやっていきたいと思っておりますが、ここでの教材系統表というので、学校園、幼稚園も含めて義務教育のところの教材はその系統表でいけると思うのですが、義務教育が終わった後の教材系統表というか、その後も教育はずっと必要だと思うので、例えば、今でも町でみんなが考えるような感じで啓発もされていると思うので、義務教育後の系統表じゃないですけども、そういうのも必要ではないかなとは思いました。学校園の分については頑張ります。

人権に関する社会教育については、人権推進室が行っています。自治会ごとの学習会であったり地域の学習会であったりというのは一緒に参加しています。

ただいまのご意見は非常に重要なこと言っていたと思うのですが、卒業後どうするかということを見据えることも大事なので、社会教育においてのこういった教材づくりというものに含みを持っておくということが大事です。義務教育での人権教育も卒業後の人権教育の両方とも重要であるというような表現でどうでしょうか。

第7条ですが、やっぱり教育及び啓発っていうところあるので、学校教育だけではなく、啓発の部分というのが、ちょっと猪名川町の人権っていうところで、少し弱いと思います。絵にかいた餅が多いので、そのあたりはやっぱり継続したというところは、とても大切かなというように思います。自治会でとか言っているけれども、それもなかなかできていないし、そこまでの部分ですね。全部の町民には、なかなか難しいのですけれども、義務教育が終わったらもうそこで終わりになってしまっているの、誤った刷り込みが行われているというところもあるので、正しい知識というところは、継続してというところで、啓発の部分を少し入れていただきたいなと思います。学校教育だけじゃないよっていう、それこそ、「他人ごとではなく自分ごとだよ」というところは重きを置いて欲しいなあと、思います。それと、4ページ下から2段目のところ、文章がしっくりこないの、「学校教育を通じて」の部分「町は」の次に入れてもらえたらなあと、思います。

順番を変更させていただきます。

今おっしゃったように、何かこれ読んでみると、学校教育等で示される義務教育の9年間、あるいは幼稚園、保育所というところが中心で、社会教育という部分が、ついでに言われているような感じがしてね。対等であるべきものであろうと。事務局が中心になって、住民との橋渡しの中で啓発を一生懸命取り組んでいるのに、この内容でいったら、学校教育の方に全部振っているのかなというふうな感じがして、やっぱり、社会教育の中で、町民全体に広がっていくことが、学校現場の中の先生方も子どもに、接する接し方が人権の大切さを訴えていくということに繋がっていくのではないかなあと、思うので、この部分の書きまわしをちょっと考えてもらったらなあと、思われます。

社会教育の部分について、補強させていただきます。

事務局で、また整理をしていただくということでお願いしたいと思います。それ

では、次に、第8条～第10条について、何かご意見ございませんか。

第9条の解説2行目、「実施してく」の部分ですが、「実施していく」に修正をお願いします。6ページの1行目、「救済を目的に」の部分ですが、救済以外の事項もありますので、「救済を含む」に修正をお願いします。

6ページの下から2段目ですが、違和感を感じるので、「調査し、」の部分ですが、「調査」にしてはどうでしょうか。

そのように修正いたします。

5ページの1番最後の行ですが、「教育啓発」となっていますが、他の箇所では、「教育、啓発」や「教育・啓発」などなっているので、表記を統一してはどうでしょうか。7ページ1行目ですが、社会教育を含めて学校教育等と言ってしまうのは、確かに先ほどの議論のように、啓発それ自身の意味をなくしてしまうというか、小さくしてしまうので、そのように表現していくことが必要だと思います。そういう意味では、「教育及び啓発」又は「教育・啓発」に統一したらいいかなというふうに思います。部落問題学習というとやっぱり学校教育になってきたりしますので、啓発で求めていることは差別に気づいて、差別をなくす行動に繋がる学習をしようと、特に大人が多いので、やっぱり差別をなくす行動につなげていくというのが、啓発では非常に大切になるので、7条の啓発のところですが、もうちょっと説明するのでしたら、啓発の目標みたいなのを変えたらいいかなというふうに思います。

教育啓発の表記については、統一性がないので、条例に合わせた「教育及び啓発」に統一をお願いします。第7条につきましては、本日ご意見いただいたことを含め書き直したいと思います。それでは、次に第11条～第13条について何かご意見ございませんか。

第12条の解説の最後の「助言とは～」の部分ですが、私には理解しにくくて申し訳ないです。多分読んだ人がどういう意味なのだろう思うのではないのでしょうか。

表現について、検討いたします。助言とはある事項を進言することであり、指導とは助言よりも強くある事項を具体的に教え導くことであり、勧告とは指導よりも強くある事項について具体的な行動をとるように進めることとありますので、12条及び13条について文言の定義を参考にして、追記させていただきます。

8ページの上から4行目ですが、「著しい公益に反する場合」の定義のところ、被差別部落かどうか問い合わせをする土地調査と言ったりしますが、それを入れておいたほうがいいと思います。土地差別と言われたりもするのですが、被差別部落かどうかの調査ってことなのですよ。「地域に関する問い合わせ」のような表現でもいいかもしれないですね。あと、8ページの1行目ですね。「差別行為中止の」の部分ですが、「差別行為の中止を」としてはどうでしょうか。

「差別行為中止の」の部分について、「差別行為の中止を」に、「身元調査」の前に「地域に関する問い合わせ」を入れてください。それでは、第14条～16条について、ご意見をお願いいたします。

第13条に戻って申し訳ないですが、8ページの5行目、「非権力的」という表現なのですが、なんか町民に対して、少し硬いのではないかと感じました。

非権力的っていうのは、法律の裏付けがないという意味合いですが、わかりづらいので、少し表現の方が考えてみたいと思います。

質問になるのですが、8ページ下から3行目、公表の方法なのですが、掲示板ってというのは、町が告知するときに使うと思うのですが、「必要に応じて町広報紙への掲載等」というのは、どんな内容だったら広報誌へというイメージですか。名前と概要を公表するとして、広報誌にこのような事実・事案がありましたていうことを公表するようなイメージなのでしょうか。ここには書かなくていいですけど、ちょっとイメージを持っておいた方がいいかなという気がしました。

氏名公表の実施方法につきましては、そのまま載せるのではなく、事項的な形を想定しています。広報誌でそういう使い方というのは、他の行政処分も含めてあまりやったことはないと思いますが、今回、条例ができていますので、悪質性によるのかと思いますが、やることもあるというような意味合いでの記述になっています。また、公表の仕方について、例えば、インターネット載せてしまうということについては、ちょっと慎重に考えておまして、町が取り下げてもどこかの形で残ってくると、それによって、新たな人権侵害を受ける可能性もあるということのを助長するということは避けなければならないということで、公的なもので言うと、掲示板に告示するということになるのですが、ただそこに名前なり差別行為の概要を貼るだけかということ、ちょっと方が薄いのかなということも踏まえて、広報誌といった少し広げた形では考えているのですが、インターネットで公表というところは少し慎重にならざるをえないのかなということで、その意味合いに配した表現ということで理解いただければと思います。

町広報紙ってというのは、何かをPRするためとか募集とか、そういったニュース的な情報ですけど、公表の手段として、町広報紙に掲載するのは本来の町広報紙の存在意義とは違うのではないかなという気はします。それに先ほどおっしゃったように、デジタル化というのはどんどん拡散はされますし、そのあたりは気を付けたほうがいいかなあと、インターネットに載ったものっていうのは、一生消えないというかずっと漂い続けるので気をつける必要がある。

プライバシーの問題と、抑止効果を期待しての、この表現もあると思う。その兼ね合いがありますよね。

掲示板だけで書いてしまうと、それだけかというふうに見られることもある。条例として、氏名が公表されるというのがひとつの抑止効果であるというところから、逐条解説に書いてないからといって、将来的に広報誌に載せないというわけではないので、それが効果的だというふうに判断した場合は、そういった使い方をされることはあると思います。確かに町民に広くお知らせするニュースとしては、不適切かもしれないのですが、条例を作ることによって、こういった差別について、抑止しているというふうな姿勢を町として示す意味があるので、そういう選択肢もあり得るということで、「町広報誌への掲載等」の部分について、「町広報誌等への掲載」という表現に修正をさせていただきます。

第16条までは以上でよろしいでしょうか。それでは、第17条～19条についてご意見をお願いいたします。第17条ですが、条文のタイトルが抜けていますので、追加をお願いします。

第18条の解説のところですが、「猪名川町個人情報保護条例施行規則」は、今もありますか、あとでいいので、確認をお願いします。

確認して必要に応じて修正いたします。

9ページ第17条の解説ですが、「支援内容としては～ ひとつは」をなっているので、「支援内容として～」と「は」を取ってはどうか。

そのように修正いたします。少し戻りますが、3ページの1行目ですが、差別行為者の発言であることを明確にするため、「部落差別」の前と、「あった」の後ろにかぎかっこを追加させていただければと思います。

それでは、第6条以降の逐条解説案について、すべて協議が終わりましたので、これまでいただきましたご意見を踏まえたうえで、事務局において、体裁等整えていただいて、最終的な逐条解説を作成して参りたいと思います。

事務局で、先ほどいただいたご意見で加筆修正したものを委員長に確認いただくから、各委員の皆様の方に期限を定めてご意見をいただく形でよろしいでしょうか。またその中でご意見が出たものについては、委員長を含めて委員の皆さんに確認いただきたくような流れでよろしいでしょうか。

以上、本日の協議事項がすべて終わりましたので、事務局の方にお返しいたします。

3 その他

本当に長時間ありがとうございます。今後のスケジュールですが、本日をもって、この検討委員会は終了になります。令和6年度以降につきましては条例施行規則に基づき、町人権推進審議会内に設置される部会において、部落差別の解消を推進するための基本方針を作成し、具体的な取り組みを進めていくこととなります。委員長をはじめ、委員の皆様におかれましては、昨年度からのご参加また活発なご意見等、本当にありがとうございます。

4 閉会

2年間にわたり、皆さんと多くの意見交換ができて、そして経験豊富な委員長のもとのこの会が進んだこと、また、他の委員の皆さんもありがとうございました。皆さんのお力もあったと思うのですが、事務局の皆さんにも、本当に議会対策も含めて、この条例案が条例として位置付けることができたことを大変喜んでおります。前回も言いましたけども、条例ができて、いよいよスタートというふうな思いを私自身強く持っていますし、皆さんにもそういう期待をしていただかなかっただら、これは駄目だというふうに思っています。いろんな点でこの後も高い人権意識を町民の皆さんに持っていただけるように、行政の力を借りて、この問題がたとえ1日でも早く解消できるように努力をしていきたいと思う気持ちでいっぱいです。本当に2年間、この条例制定に向けて、検討を重ねていただきましたことを深くお礼申しあげて、閉会をさせていただきたいと思います。この後、またお出会いすることもあると思いますので、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。